

大山町の介護保険料

平成21年度から平成23年度までの 65歳以上の方の介護保険料

○第4期段階別介護保険料

保険料段階	対象者	軽減措置後の 保険料(年額)	基準額に対 する割合
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方	26,300	0.50
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入が80万円以下の方	26,300	0.50
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しない方	39,500	0.75
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は「公的年金等収入+合計所得金額≤80万円」の方 非課税の方	52,700	1.00
		47,400	0.90
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が200万円未満の方	65,900	1.25
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が200万円以上の方	79,100	1.50

これからの基準額(月額) **4,395円**



これまでの基準額 **4,000円**

※基準額とは、大山町で必要な介護給付費見込額のうち20%相当分を第1号被保険者(65歳以上)の人数で割った額です。

※介護従事者の処遇改善のためプラス3%の介護報酬改定が行われたことに伴い、保険料の上昇を抑制するため国による軽減措置が行われます。その財源については交付金を基金として創設し、軽減分の財源に充てるものです。

なお、この措置は第4期の計画期間のみの特別措置です。

※新たな基準額は、介護報酬の改定に伴う軽減措置を行った額です。(月額55円の軽減)

※介護保険料の負担増を軽減するため、第4段階を2分し「公的年金収入+合計所得金額が80万円より少ない方」の基準額に対する割合を引き下げ、低所得者への保険料の負担軽減を図ります。

※県西部の市町村では、もっとも安い水準です。

平成21年度から平成23年度までの保険料が決められました。(左表)
介護保険料は3年間の介護給付費見込額により決定されます。平成21年度から平成23年度までの介護給付費、介護報酬改定に伴う増加分、要介護状態にならないための予防事業・各種支援事業を行う地域支援事業の費用などを見込んで、第1号被保険者(65歳以上)の保険料を決定しました。